

4 砂利採取法に基づく許可制度

●担当課
環境政策課
企画調整・環境影響評価担当
(電話048-830-3039)

目的

砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。

制度概要

砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）施行事務

- ①砂利採取業者の登録
- ②砂利採取業者の登録変更
- ③砂利採取計画の認可
- ④砂利採取計画の変更認可
- ⑤災害防止対策指導
- ⑥砂利採取業務主任者試験の実施
- ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可

●事業主体 砂利採取業者

●根拠法令等 砂利採取法第3条、第9条、第15条、第16条、第20条

●創設年度 昭和43年度

●制度の留意点

- 1 さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。
- 2 農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

砂利採取計画認可申請事務の流れ(農地の場合)

